



平成29年2月15日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役 田 中 邦 明  
(東証第一部 コード番号：4312)  
問 い 合 わ せ 先 取締役 高 橋 俊 之  
電 話 番 号 03-5297-3066 (経営企画・IR室)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、平成29年3月10日に開催予定の第32回定時株主総会に付議いたします「定款一部変更の件」につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、字句の修正、条数の修正等を行うものであります。



# NEWS RELEASE

## 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする (1)～(13) (記載省略) (14) <u>特定労働者派遣業務</u> (15) (記載省略)	(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする (1)～(13) (現行どおり) (14) <u>労働者派遣業務</u> (15) (現行どおり)
第3条～第28条 (記載省略)	第3条～第28条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第29条 (記載省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。
第30条～第31条 (記載省略)	第30条～第31条 (現行どおり)
(監査役の任期) 第32条 (記載省略) 2 (記載省略) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4 (記載省略)	(監査役の任期) 第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4 (現行どおり)
第33条～第36条 (記載省略)	第33条～第36条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第37条 (記載省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする
第38条～第44条 (記載省略)	第38条～第44条 (現行どおり)

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月10日(金曜日)  
 定款変更の効力発生日 平成29年3月10日(金曜日)

以上